

令和7年12月3日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和7年12月3日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
4番	藪内真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	柴田 浩志
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（金井 浩三）

皆さんにお願い致します。携帯電話は電源をお切りになるよう、よろしくお願い致します。

それでは一同、ご起立をお願いします。

礼。ご着席下さい。

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして有難うございます。

ただ今より、令和7年第4回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

お早うございます。

今日から12月定例会ということであります。もう12月という声を聞いてるんで、随分と時の経つのが早いな。光陰矢のごとしと言いますけども、もう12月かというような季節感を感じております。そして今日は、少し肌寒い感じがしております。やはり、冬の到来というのを本当に感じている今日この頃ですけども、そういう中で12月定例会に全員の議員の皆様方にご出席を頂きまして、有難うございます。

色々と私どもで提出をさせて頂いております議案に対しまして、議員の皆様方には慎重審議をして頂いて、そして、ご議決を頂きますことを心から願ひまして、冒頭のご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしく、お願い致します。

議長（金井 浩三）

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和7年第4回多度津町議会定例会は成立致しました。

これより、第4回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

初めに、議会の閉会中に議員辞職を許可した件について、ご報告致します。

議会閉会中に、3番、大平 恭大 議員より、令和7年11月28日付けで、議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、令和7年11月28日付けでこれを許可しましたので、ご報告致します。

従いまして、現在の議員は12名であります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、1番、藪 乃理子 君、9番、小川 保 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮りします。議会運営委員会委員長、中野 一郎 君。

議会運営委員会委員長（中野 一郎）

会期の件でございますが、本日、12月3日から12月22日までの20日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。

議長（金井 浩三）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より12月22日までの20日間とし、日程については本日12月3日（水）提案説明、4日（木）から9日（火）休会、10日（水）一般質問、11日（木）一般質問の予備日でしたが、質問者7名のため、開催致しません。12日（金）総務教育常任委員会、13日（土）、14日（日）休会、15日（月）総務教育常任委員会の予備日、16日（火）から21日（日）休会、22日（月）議案審議と致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問は7名ですので、10日（水）に通告順で1番から7番までと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月22日までの20日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。受理した請願は1件で、タブレットに掲載しているとおります。この1件を会期中の総務教育常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に監査委員より、例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告はタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略致します。

次に建設産業民生常任委員会についてですが、議員のご逝去と議員の辞職により欠員が生じておりましたので、令和7年12月1日、多度津町議会委員会条例第6条第6項の規定に基づき、村井 勉 議員の常任委員会の所属を変更しましたので、ご報告致します。

次に予算決算審査特別委員会についてですが、同じく議員の辞職により欠員が生じたので、令和7年12月1日、多度津町議会委員会条例第6条第4項の規定に基づき、中野 一郎 議員を新たに委員として指名しましたので、ご報告致します。

次に町長報告であります。これにつきましてもタブレット端末に掲載しております

ので、朗読は省略致します。

日程第4. 議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第4号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第5号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第8号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山下 君。

町長公室長（山下 佐千子）

お早うございます。

議案第1号から議案第8号までの提案説明を申し上げます。

初めに議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をさせていただきます。

自治体システムの標準化・共通化に伴い、本町では新たに「住登外者宛名番号管理機能」を導入することとなりました。

この機能は、本町に住民登録がない方、いわゆる住登外者の情報を管理するためのものです。

本改正は、個人番号（マイナンバー）を活用して住登外者の住民基本台帳システムと他の各種基幹業務システムを正確に連携させることを目的として所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。別表第1は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に掲げる本町の各機関の事務における特定個人情報の利用範囲を記載しております。

機関の欄が「1 町長」の事務の欄、改正前「重度心身障害者医療費」を改正後「重度心身障害者等医療費」に改め、機関の欄が6を「町長」とし、その事務の欄を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」としております。

2 ページをご覧ください。これにより改正前、機関の欄の「6 教育委員会」が、改正後「7 教育委員会」となり、新たに機関の欄に「8 教育委員会」を加え、事務の欄

を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」としております。

次に別表第2についてです。

別表第1と同様に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に掲げる本町の各機関の事務における特定個人情報の利用範囲を記載しております。

機関の欄が「1 町長」の事務の欄、改正前「重度心身障害者医療費」を改正後「重度心身障害者等医療費」に改め、特定個人情報の欄に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの」を加えております。

3ページから4ページをご覧ください。機関の欄の数字が2から6の特定個人情報の欄にもそれぞれ「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加えております。

4ページをお開き下さい。次に別表第3についてです。

別表第3は、町長部局と教育委員会部局の間で特定個人情報を用いて住登外者の情報を連携させる必要が生じた場合の利用範囲を記載しております。

機関の欄の2を「町長」とし、その事務の欄を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」、情報提供機関の欄を「教育委員会」、特定個人情報の欄を「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」としております。

5ページをご覧ください。また、改正前、機関の欄の「2 教育委員会」を改正後「3 教育委員会」とし、新たに機関の欄に「4 教育委員会」を加え、その事務の欄を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」、情報提供機関の欄を「町長」、特定個人情報の欄を「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」としております。

附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行するとするものでございます。続きまして議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本町におきましても国、県に準拠し、育児のための時間外勤務の免除の対象者を拡大するとともに、より柔軟な働き方を可能とする観点から、育児・介護を行う職員と家庭の両立支援の拡充と子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現を目的として所要の改正を行うものでございます。

主な改正は、職員の部分休業制度の拡充でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。第8条の2第2項は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について、改正前の「（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）」との制限が削除となります。

これにより、職員の配偶者で子の親である者が常にその子を養育できる状況にある場合においても対象となるものです。

2 ページをお開き下さい。第8条の3第1項及び第4項は、正規の勤務時間以外の勤務、時間外勤務の制限の対象について、改正前は「3歳に満たない子」を養育する職員でしたが、改正後は「小学校就学の始期に達するまでの子」を養育する職員となり、併せて字句の修正を行うものです。

3 ページ下段からご覧ください。第15条第1項では、要介護者の範囲についてを「配偶者等」と略す旨を追加し、4 ページ下段から6 ページをご覧ください。第17条の2は、職員又は配偶者が妊娠、出産等を申し出た場合は、第1項第1号では仕事と育児との両立支援の制度等を知らせることを。第2号には、その制度等の申告又は申し出に係る本人の意向を確認することを。第3号には、子の心身の状況又は育児に関するその職員の家庭の状況に起因して、子の出生の日以後に発生したか、予想される仕事と家庭との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向を確認することを講じなければならないと新たに規定するものです。

第2項第1号から第3号においては、3歳未満の子を養育する職員に対し、第1項の妊娠、出産等を申し出た者と同じ措置を講じなければならないとし、第3項においては、第1項第3号または第2号、第3号において、意向を確認した事項の取扱いについて、本人の意向に配慮しなければならないとしております。

続いて6 ページ下段をご覧ください。第17条の3第1項は、職員又は配偶者が介護を必要とする状況に至ったと申し出た場合は、職員に対して仕事と介護の両立をするための支援制度等を知らせるとともに、その制度等の請求等に係る職員の意向を確認するための面談等の措置を講じなければならないとし、第2項では、職員に対して40歳に達した年度において支援制度等について知らせなければならないとしています。

次に第17条の4では、勤務環境の整備に関する措置として介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるようにするため、第1号では研修の実施、第2号では相談体制の実施、第3号ではその他勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないとしています。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、令和7年4月1日及び10月1

日に施行されたことに伴い、本町においても育児を行う職員と家庭の両立支援の拡充と子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現を目的として所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。第1条では字句の訂正を行い、第7条では育児休業をしている職員の期末手当等の支給の対象に会計年度任用職員も含めることとします。

2 ページをお開き下さい。第10条第1項は、育児短時間勤務の定義づけ及び条ずれでございませう。

3 ページをお開き下さい。第17条第1項は、字句の訂正でございませう。

3 ページ下段から5 ページ中段をご覧ください。第18条の部分休業については、改正後に2種類の部分休業に整備し、そのうち第1号部分休業についての内容となります。

第1号部分休業とは、改正前の部分休業であり、1日につき2時間を超えない範囲内の時間での部分休業のことです。改正後は取得する時間についての制限がなくなり、勤務時間の途中でも取得が可能となります。

5 ページ中段からご覧ください。第18条の2は、新しく整備致します第2号部分休業についてです。1時間単位で行うものとし、1時間未満の端数の残時間も請求できるものとし、6 ページをお開き下さい。第18条の3では、部分休業の申し出る1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日とし、第18条の4では、第2号部分休業の取得上限を常勤職員は77時間30分、非常勤職員を1日の勤務時間に10を乗じて得た時間とし、第18条の5では、配偶者の負傷など当初予測できなかった事実が生じたことにより、子の養育に著しい支障が生じる場合であると認められる場合、変更をすることができるとするものです。

7 ページ中段からご覧ください。第19条では、部分休業の根拠法を追加し、第20条では、育児休業法第19条の改正において、この第20条の規定により部分休業の変更の申出ができるとしております。

7 ページ下段から8 ページをご覧ください。附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第4号から議案第7号につきましては、関連がありますことから一括して提案説明を申し上げます。

今回の改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正等法案が去る11月11日に勧告どおり閣議決定され、可決・公布されました。

本町におきましても他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、関係条例につきまして所要の改正を行おうとするものでございませう。

改正の主な内容につきましては、議案第4号では「議会議員の期末手当」について、議案第5号では「特別職の職員の期末手当」について、議案第6号では「教育長の

期末手当」について、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で0.05ヶ月分引き上げようとするものでございます。

議案第7号では「一般職員の給与」について、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて官民格差等に基づく給与水準の改定のため、給与表を平均で3.3%引き上げるとともに、期末手当、勤勉手当について、それぞれ支給月数を年間0.025ヶ月分引き上げ、期末勤勉手当の合計を年間4.65ヶ月とするの他、宿日直手当を引き上げ、また残直手当の廃止をすることとし、これらの改正措置を令和7年4月1日に遡及して適用するものでございます。

それでは議案第4号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係ですが、令和7年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の170に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の175に改め、既に支給されている6月期分100分の170と合わせて、年間支給割合を100分の345とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係ですが、令和8年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の345の半分、100分の172.5ずつ割り振り、6月期は100分の170から172.5に、第1条で改正しました12月期を100分の175から172.5とし、年間支給割合は、令和7年度と同様の100分の345とするものでございます。

2ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第5号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係ですが、令和7年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の170に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の175に改め、既に支給されている6月期分100分の170と合わせて、年間支給割合を100分の345とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係ですが、令和8年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の345の半分、100分の172.5ずつ割り振り、6月期は100分の170から172.5に、第1条で改正しました12月期を100分の175から172.5とし、年間支給割合は、令和7年度と同様の100分の345とするものでございます。

2ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第1項において施行期日、第2

項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係ですが、令和7年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の170に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の175に改め、既に支給されている6月期分100分の170と合わせて、年間支給割合を100分の345とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係ですが、令和8年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の345の半分、100分の172.5ずつ割り振り、6月期は100分の170から172.5に、第1条で改正しました12月期を100分の175から172.5とし、年間支給割合は令和7年度と同様の100分の345とするものでございます。

2ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。改正前の第16条第2項は勤務時間を半日とする日において、引き続き日直勤務をした場合に残直手当を支給するというものですが、現在、勤務時間を半日とし、引き続き日直勤務を行う勤務体制がないため、削除しようとするものでございます。

改正前の同条第3項は、項ずれにより第2項とし、字句の修正を行うものでございます。

1ページ下段から2ページをご覧ください。期末手当の改正でございます。

第19条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和7年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の125に引き上げ分100分の2.5をプラスし、100分の127.5に改め、既に支給されている6月期分100分の125と合わせて、年間支給割合を100分の252.5とするものでございます。

第19条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の令和7年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の70に引き上げ分100分の2.5をプラスし、100分の72.5に改め、既に支給されている6月期分100分の70と合わせて、年間支給割合を100分の142.5とするものでございます。

2ページ下段から3ページをご覧ください。勤勉手当の改正でございます。

第20条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和7年12月期の勤勉手当について、現行の支給割合100分の105に引き上げ分100分の2.5をプラスし、100分の107.5に改め、既に支給されている6月期分100分の105と合わせて、年間支給割合を100分の212.5とするものでございます。

第20条第2項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の令和7年12月期の勤勉手当について、現行の支給割合100分の50に引き上げ分100分の2.5をプラスし、100分の52.5に改め、既に支給されている6月期分100分の50と合わせて、年間支給割合を100分の102.5とするものでございます。

次に給料表の改正ですが、4ページ上段から8ページまでにあります別表第1（第3条関係）の新旧対照表をご覧ください。全ての号給について、給料月額を増額改定しようとするものでございます。それぞれ8,300円から12,300円の引き上げとなっております。

8ページ下段の別表第2（第16条関係）をご覧ください。日直手当、宿直手当は、それぞれ1日につき、改正前4,400円を改正後4,700円とし、年末年始の12月29日から翌年1月3日までは、1日につき、改正前6,300円を改正後7,050円とし、第16条で説明しましたとおり、残直手当を削除しようとするものでございます。

また、改正前の常直的な宿直勤務を命じられた職員に対する宿直手当につきましては、残直手当と同様に対象となる勤務体制はないため、削除しようとするものでございます。

続きまして、第2条関係でございます。

9ページ中段から10ページをご覧ください。期末手当の6月期と12月期の支給割合の改正でございます。

年間支給割合については変更ありませんが、6月期と12月期の支給割合を改正するものでございます。

第19条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和8年度以降の期末手当の年間支給割合を第1条で改正しました6月期100分の125、12月期100分の127.5から6月期と12月期に100分の126.25ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和7年度と同様の100分の252.5とするものでございます。

第19条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の令和8年度以降の期末手当の年間支給割合を第1条で改正しました6月期100分の70、12月期100分の72.5から6月期と12月期に100分の71.25ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和7年度と同様の100分の142.5とするものでございます。

10ページ中段から11ページをご覧ください。勤勉手当でございます。

第20条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和8年度以降の勤勉手当の年間支給割合を第1条で改正しました6月期100分の105、12月期100分の107.5から6月期と12月期に100分の106.25ずつ半分に割り振り、年間支給割合を

令和7年度と同様の100分の212.5とするものでございます。

第20条第2項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の令和8年度以降の勤勉手当の年間支給割合を第1条で改正しました6月期100分の50、12月期100分の52.5から6月期と12月期に100分の51.25ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和7年度と同様の100分の102.5とするものでございます。

11ページ下段をご覧ください。附則と致しまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で第1条の規定による改正前の条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこと、第4項で適用者の在職基準日、第5項で、この条例の施行に関し、必要事項は規則で定めることとしております。

続きまして議案第8号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本改正は、職員を派遣することができる公益的法人等の範囲を見直すとともに派遣から除外する職員に係る規定を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。第2条第1項では改正前、職員を派遣することができる団体を具体的に定めておりましたが、改正後「法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定めるもの」に改めるものです。町及びその関係団体の状況等に応じ、派遣する団体を柔軟に決定するための改正でございます。

続いて2ページをご覧ください。第2条第2項ですが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項に規定する条例で定める職員を規定するもので、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員を除くとし、第2号で地方公務員法第22条の2第1項及び第22条の4第1項の規定により採用された会計年度任用職員を除くとし、令和5年度から段階的に開始された定年延長制度の実情に鑑み、幅広く人材を活用するためでございます。

2ページから3ページをご覧ください。附則と致しまして、第1項で施行期日を、第2項で用語の定義を、第3項で暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用するものとしてございます。

以上、議案第1号から議案第8号までの8議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第9号、多度津町学校教育施設等整備基金条例の一部改正について、議案第10号、多度津町離島航路待合所設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第11号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

議案第9号、多度津町学校教育施設等整備基金条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本条例は、学校教育施設及び社会教育施設等の整備に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設立するため、平成27年に制定された条例です。

平成28年度、29年度には、町内の各小学校へ空調設備を設置するため、基金の一部を処分しており、令和6年度末の基金残高は9,000万9,086円となっています。

また、今定例会に上程しております議案第13号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第4号）において、当該基金へ3,000万円の積立金を計上しており、補正予算の議決が頂ければ、令和7年度末の基金残高は約1億3,000万円となる見込みです。

なお、本条例の改正の目的ですが、本条例では第5条の処分に関する条文で「学校教育施設等の整備資金に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。」こととなっており、備品等の購入に充てることはできないことになっています。

つきましては、今後想定されますタブレット端末の更新等、教育関係備品の購入にも本基金を充てることができるようにするために本条例第5条の「学校教育施設等の整備資金に充てる場合に限り」の部分「学校教育施設等の整備及び備品等の購入資金に充てる場合に限り」に改正するものです。

なお、附則において施行日は、公布の日と規定しています。

以上、議案第9号、多度津町学校教育施設等整備基金条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

続きまして議案第10号、多度津町離島航路待合所設置及び管理に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本条例は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、離島航路待合所の設置などに関し、必要な事項を定めることを目的とした条例です。

本条例の第2条では待合所の名称と設置場所を定めていますが、佐柳島の本浦港と長崎港の2箇所に設置している待合所のうち、現在の条例には長崎港に設置している待合所しか規定されておらず、本浦港に設置している待合所が条例に規定されていないことが判明致しました。

つきましては、その他の字句の整備と合わせて、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、附則において施行日は、公布の日と規定しています。

以上、議案第10号、多度津町離島航路待合所設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

次に議案第11号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費の限度額が引き上げられることとなりました。

このことに伴い、公職選挙法施行令の規定に準じて公費負担の限度額を定めている多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を一部改正しようとするものです。

まず、第8条及び第12条に定められた選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額について、1枚当たりの作成単価の限度額を「7円73銭」から「8円38銭」に改めることとしています。

次に第11条に定められた選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額について、1枚当たりの作成単価の限度額の算出方法が「541円31銭」にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除していたものを「586円88銭」にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除するものとするよう改めることとしています。

最後に第12条第2項においては、「142条」の前に「第」を加えることとしています。

以上、議案第11号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第12号、多度津町火災予防条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。消防長、青木 君。

消防長（青木 孝一）

議案第12号、多度津町火災予防条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。

今回の改正では、本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて消防庁では消

防防災対策の在り方に関する検討会を開催し、報告書の取りまとめがされました。これらの報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、消防庁次長より、令和7年8月29日付け（消防予第383号及び消防特第159号）により、火災予防条例（例）の一部改正の通知により、多度津町火災予防条例の一部を改正の上、条文を整備しようとするものであります。

それでは、新旧対照表を用いて主な改正点について、ご説明をさせていただきます。アンダーラインの箇所が改正箇所であり、左側が改正後、右側が改正前となっております。

1 ページ中段から2 ページ上段をご覧ください。目次中について、第3章の2の次に第3章の3、林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）を加えます。見出し（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）の第29条関係については、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項で、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にしました。また、火災に関する警報の発令中における屋内の裸火の使用に係る制限の窓、出入口の閉鎖について、一般的な事務所や住宅における火の使用する設備、器具の従前からの変化を踏まえ、同条第7号を削除致します。

2 ページをご覧ください。続いて第3章の3、林野火災の予防の第1章を新設し、見出し（林野火災に関する注意報）を加え、第29条の8 関係については、町長は、気象の状況が林野火災の予防上、注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとしました。また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、町の区域内にある者は、同条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないとされました。さらに町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることと致します。

2 ページ下段から3 ページをご覧ください。見出し（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）を加え、第29条の9 関係については、町長は林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることと致します。

3 ページ中段をご覧ください。次に第42条の3 第1項第3号中、第45条を第45条第1項に改めます。

3 ページ下段から4 ページをご覧ください。次に第45条の見出し紛らわしいの字句の修正を行い、第45条第1項中、「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、たき火が含まれることを明確にして、同条に第2項を加えます。消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定すること

ができることと致しました。

附則と致しまして、この条例は、令和8年1月1日から施行致します。

なお、改正後の条例の運用については、令和7年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について（令和7年8月29日付け、消防庁次長通知）及び林野火災の予防及び消火活動について通知の改正について（令和7年8月29日付け、消防防災第130号）等も参考にすることとされました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第13号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第4号）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

議案第13号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第4号）について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額103億2,010万円に歳入歳出それぞれ1億3,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,210万円とするものです。

第2条は債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

5ページをお開き下さい。「第2表 債務負担行為の補正」に記載してありますように「国営かんがい排水事業香川用水二期地区負担金」及び「公立学校情報機器整備備品購入費」について債務を負担する期間及び限度額を定めるものです。

第3条は、地方債の補正です。

6ページをお開き下さい。「第3表 地方債の補正」に記載してありますように、火葬場整備事業債を480万円に、道路整備事業債を8,480万円に、河川整備事業債を3,500万円に、港湾整備事業債を990万円に、公営住宅建設事業債を1,910万円に、公園整備事業債を1,760万円にそれぞれ補正するものです。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費などとなっています。

歳入における増額補正の主なものは、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債などとなっています。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により説明申し上げます。

30ページをお開き下さい。款1. 議会費は18万5千円の増額補正により、1億1,072万円に改めるもので、項1. 議会費、目1. 議会費の増額です。

32ページをお開き下さい。款2.総務費は128万3千円の減額補正により、18億6,931万8千円に改めるもので、項1.総務管理費は377万7千円の減額で、内訳としては、目1.一般管理費450万2千円の増額、2.文書広報費270万円の減額、目3.財政管理費16万円、目5.財産管理費50万円をそれぞれ増額、目6.企画費4,024万円減額、目8.出張所費83万5千円、目10.交通安全対策費20万円、目12.行政施策費3,296万6千円をそれぞれ増額するものです。項2.徴税費は260万円の増額で、内訳としては、目1.税務総務費160万円、34ページをお開き下さい。目2.賦課徴収費100万円をそれぞれ増額するものです。項3.戸籍住民基本台帳費は、目1.戸籍住民基本台帳費90万6千円の減額です。項5.統計調査費は、目1.統計調査総務費45万円の増額です。項6.監査委員費は、目1.監査委員費35万円の増額です。

36ページをお開き下さい。款3.民生費は9,467万1千円の増額補正により、34億1,261万5千円に改めるもので、項1.社会福祉費8,578万2千円の増額です。内訳としては、目1.社会福祉総務費19万4千円、目2.国民年金費50万円、目3.老人福祉費1,926万1千円、目7.障害者福祉費6,582万7千円のそれぞれ増額です。

38ページをお開き下さい。項2.児童福祉費888万9千円の増額です。内訳としては目1.児童福祉費2,232万円の減額、目2.児童保育費1,054万8千円、目3.母子福祉費98万円、目5.乳幼児福祉費1,968万1千円のそれぞれ増額です。

40ページをお開き下さい。款4.衛生費は456万6千円の増額補正により、8億9,402万3千円に改めるもので、項1.保健衛生費は28万円の減額で内訳としては、目1.保健衛生総務費1千円の増額、目2.予防費59万8千円の減額、目3.環境衛生費3万9千円、目4.火葬場費10万8千円、目5.環境保全費17万円をそれぞれ増額するものです。項2.清掃費は484万6千円の増額で、内訳としては、目1.清掃総務費273万6千円、目2.し尿処理費9万3千円、目3.じん芥処理費201万7千円のそれぞれ増額です。

44ページをお開き下さい。款6.農林水産業費は115万3千円の増額補正により、3億2,257万1千円に改めるもので、項1.農業費は115万3千円の減額で、内訳としては、目1.農業委員会費79万2千円の増額、目3.農業振興費231万円の減額、目4.農地費217万1千円、目5.地籍調査費50万円のそれぞれ増額です。

46ページをお開き下さい。款7.商工費は30万円の増額補正により、1億2,575万4千円に改めるもので、項1.商工費、目1.商工総務費の増額です。

48ページをお開き下さい。款8.土木費は1,259万1千円の増額補正により、9億7,614万5千円に改めるもので、項1.土木管理費は目1.土木総務費248万4千円の増額です。

項2.道路橋梁費は420万円の増額で、内訳としては、目2.道路維持修繕費50万円、目3.道路新設改良舗装費370万円のそれぞれ増額です。項3.河川費は目2.河川改良費230万円の増額です。項4.港湾費は231万4千円の増額で、内訳としては、目

1. 港湾管理費31万7千円、目2. 港湾建設費199万7千円のそれぞれ増額です。

50ページをお開き下さい。項5. 住宅費は、目1. 住宅管理費129万3千円の増額です。

項6. 都市計画費は、目4. 公園事業費の財源内訳の補正です。

52ページをお開き下さい。款9. 消防費は917万円の増額補正により、4億1,936万4千円に改めるもので、項1. 消防費、目1. 常備消防費の増額です。

54ページをお開き下さい。款10. 教育費は981万5千円の増額補正により、12億8,839万6千円に改めるもので、項1. 教育総務費は501万2千円の増額です。内訳としては、目1. 教育委員会費5万円、目2. 事務局費496万2千円のそれぞれ増額です。

項2. 小学校費は、目2. 教育振興費30万円の増額です。項3. 中学校費は111万9千円の増額です。内訳としては、目1. 学校管理費35万円、目2. 教育振興費76万9千円のそれぞれ増額です。項4. 幼稚園費は目1. 幼稚園費87万9千円の増額です。項5. 社会教育費は、目1. 社会教育総務費210万5千円の増額です。

56ページをお開き下さい。項6. 保健体育費は、目2. 学校給食費40万円の増額です。

58ページをお開き下さい。款12. 公債費は83万2千円の増額補正により、9億9,832万3千円に改めるもので、項1. 公債費83万2千円の増額です。内訳としては、目1. 長期債償還元金638万6千円の減額、目2. 利子721万8千円の増額です。

続いて、歳入について説明申し上げます。

12ページをお開き下さい。款13. 使用料及び手数料は210万8千円の増額補正により、1億3,799万3千円に改めるもので、項2. 手数料の増額です。内訳としては、目1. 総務費手数料10万8千円、目2. 衛生費手数料200万円のそれぞれ増額です。

14ページをお開き下さい。款14. 国庫支出金は750万円の増額補正により、13億5,808万5千円に改めるもので、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金329万5千円の増額です。項2. 国庫補助金は420万5千円の増額です。内訳としては、目1. 総務費国庫補助金17万4千円、目3. 民生費国庫補助金225万7千円、目7. 衛生費国庫補助金177万4千円のそれぞれ増額です。

16ページをお開き下さい。款15. 県支出金は2,683万7千円の増額補正により、7億8,609万7千円に改めるもので、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金1,964万円の増額です。項2. 県補助金は719万7千円の増額です。内訳としては、目2. 民生費県補助金816万8千円、目3. 衛生費県補助金86万2千円のそれぞれ増額、目4. 農林水産業費県補助金183万3千円の減額です。

18ページをお開き下さい。款16. 財産収入は296万6千円の増額補正により、1,451万2千円に改めるもので、項1. 財産運用収入、目1. 利子及び配当金の増額です。

20ページをお開き下さい。款17. 寄附金は153万円の増額補正により、2億9,463万1千円に改めるもので、項1. 寄附金、目1. 寄附金の増額です。

22ページをお開き下さい。款18. 繰入金金は311万1千円の増額補正により、9億4,131万

6千円に改めるもので、項1.繰入金、目1.繰入金の増額です。

24ページをお開き下さい。款19.繰越金は6,595万6千円の増額補正により、1億1,705万6千円に改めるもので、項1.繰越金、目1.繰越金の増額です。

26ページをお開き下さい。款20.諸収入は89万2千円の増額補正により、4億6,253万4千円に改めるもので、項4.雑入、目4.雑入の増額です。

28ページをお開き下さい。款21.町債は2,110万円の増額補正により、3億1,730万円に改めるもので、項1.町債の増額です。内訳としては、目2.衛生債80万円、目3.土木債2,030万円のそれぞれ増額です。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額103億2,010万円に1億3,200万円を追加し、104億5,210万円に改めようとするものです。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8.議案第14号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）、議案第15号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）、議案第16号、令和7年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）、議案第17号、令和7年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第14号から議案第17号までの4議案を一括して、提案説明を申し上げます。まず議案第14号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）についてご説明致します。

国1ページをお開き下さい。今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額23億9,300万円に歳入歳出それぞれ6,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5,500万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、保険給付費、基金積立金及び繰出金の増額であります。

一方、歳入における主なものは、県支出金及び繰越金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

国12ページをお開き下さい。款1.総務費は9万8千円の増額補正により、5,833万円に改めようとするものでございます。項1.総務管理費、目1.一般管理費を9万8千円増額するものです。

款2.保険給付費は1,000万円の増額補正により、17億4,900万4千円に改めようと

するものでございます。高額療養費の1件当たりの実績額が増加しているため、項4.目1.一般被保険者高額療養費を1,000万円増額するものです。

款7.基金積立金は4,793万5千円の増額補正により、4,887万6千円に改めようとするものでございます。前年度からの繰越によるもので、項1.基金積立金、目1.財政調整基金積立金を4,793万5千円増額するものです。

款9.諸支出金は396万7千円の増額補正により、3,096万9千円に改めようとするものでございます。調整交付金の過年度精算により、項1.償還金及び還付加算金、目3.償還金を85万6千円、特別会計直営診療所の過年度精算により、項2.繰出金、目2.一般会計繰出金を311万1千円それぞれ増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

国10ページをお開き下さい。款4.県支出金は1,000万円の増額補正により、17億8,746万5千円に改めようとするものでございます。保険給付費の増額に伴う交付金で、項1.県負担金、目1.保険給付費等交付金を1,000万円増額するものです。

款6.繰入金金は55万円の増額補正により、1億8,015万1千円に改めようとするものでございます。項1.他会計繰入金のうち、目2.職員給与費等繰入金を9万8千円増額、目4.財政安定化事業繰入金を265万9千円減額、目5.直営診療所会計繰入金を311万1千円増額するものです。

款7.繰越金は5,145万円の増額補正により、1億3,267万1千円に改めようとするものでございます。項1.目1.繰越金を5,145万円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ6,200万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5,500万円とするものでございます。

次に議案第15号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第2号)についてご説明致します。

直1ページをお開き下さい。今回の補正は、第1条において既定の歳入歳出予算の総額2,930万円に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,290万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは繰出金の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰越金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

直12ページをお開き下さい。款1.総務費は48万9千円の増額補正により、2,641万6千円に改めようとするものでございます。人件費の増額により、項1.施設管理費、目1.一般管理費を48万9千円増額するものです。

款5.諸支出金は過年度精算により、311万1,000円を予算化しようとするものです。特別会計国民健康保険からの繰入金を返還しようとするもので、項1.繰出金、目1.国民健康保険会計繰出金を311万1千円増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

直 10 ページをお開き下さい。款 1. 診療収入は 7 万 3 千円の減額補正により、570 万 5 千円に改めようとするものでございます。項 1. 外来収入、目 6. 後期高齢者医療診療報酬収入を 7 万 3 千円減額するものです。

款 4. 繰越金は 367 万 3 千円の増額補正により、417 万 4 千円に改めようとするものでございます。項 1. 目 1. 繰越金を 367 万 3 千円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 360 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,290 万円とするものでございます。

次に議案第 16 号、令和 7 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）について、ご説明致します。

介 1 ページをお開き下さい。今回の補正は、第 1 条において既定の歳入歳出予算の総額 26 億 780 万円に歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 830 万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、通信運搬費の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰入金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

介 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 50 万円の増額補正により、5,654 万 3 千円に改めようとするものでございます。次期介護保険事業計画に係るニーズ調査に伴うもの等で、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費を 50 万円増額するものです。

款 2. 保険給付費は増減はありませんが、項 1. 介護サービス等諸費のうち、目 1. 居宅介護サービス給付費を 1,000 万円減額、目 3. 地域密着型介護サービス給付費を 1,000 万円増額、目 5. 施設介護サービス給付費を 1,000 万円減額、介 14 ページをお開き下さい。項 2. 介護予防サービス等諸費のうち、目 1. 介護予防サービス給付費を 1,000 万円増額、目 5. 介護予防福祉用具購入費を 100 万円増額、項 7. 特定入所者介護サービス等費、目 1. 特定入所者介護サービス費を 100 万円減額するものです。次に歳入について、ご説明致します。

介 10 ページをお開き下さい。款 3. 国庫支出金は 48 万 5 千円の増額補正により、5 億 6,029 万 3 千円に改めようとするものでございます。項 1. 国庫負担金、目 1. 介護給付費負担金を 48 万 5 千円増額するものです。

款 5. 県支出金は 48 万 5 千円の減額補正により、3 億 5,526 万 8 千円に改めようとするものでございます。項 1. 県費負担金、目 1. 介護給付費負担金を 48 万 5 千円減額するものです。

款 8. 繰入金は 50 万円の増額補正により、3 億 8,683 万 7 千円に改めようとするものでございます。項 1. 一般会計繰入金、目 4. その他一般会計繰入金を 50 万円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 50 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 830 万円に改めようとするものでございます。

次に議案第 17 号、令和 7 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）について、ご説明致します。

後 1 ページをお開き下さい。今回の補正は、第 1 条において既定の歳入歳出予算の総額 4 億 6,770 万円に歳入歳出それぞれ 1,400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 8,170 万円に改めようとするものです。

このたびの補正のうち、歳出における主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

一方、歳入における主なものは、保険料の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 2 万 1 千円の増額補正により、549 万 8 千円に改めようとするものでございます。項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費を 2 万 1 千円増額するものです。

款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金は 1,387 万 9 千円の増額補正により、4 億 7,365 万 3 千円に改めようとするものでございます。項 1. 目 1. 後期高齢者医療広域連合納付金を 1,387 万 9 千円増額するものです。

款 3. 諸支出金は 10 万円の増額補正により、234 万 9 千円に改めようとするものでございます。項 1. 償還金及び還付加算金、目 1. 保険料還付金を 10 万円増額するものです。

次に歳入についてご説明致します。

後 10 ページをお開き下さい。款 1. 後期高齢者医療保険料は 1,231 万円の増額補正により、3 億 6,171 万円に改めようとするものでございます。項 1. 後期高齢者医療保険料のうち、目 1. 特別徴収保険料 787 万 8 千円、目 2. 普通徴収保険料 443 万 2 千円それぞれ増額するものです。

款 3. 繰入金は 20 万円の増額補正により、1 億 1,434 万 5 千円に改めようとするものでございます。項 1. 一般会計繰入金、目 1. 事務費繰入金を 20 万円増額するものです。

款 4. 諸収入は 27 万 7 千円の減額補正により、85 万 2 千円に改めようとするものでございます。項 3. 目 1. 預金利子を 10 万 2 千円増額、項 5. 目 1. 雑入を 37 万 9 千円減額するものです。

款 6. 繰越金は 176 万 7 千円の増額補正により、331 万 6 千円に改めようとするものでございます。項 1. 目 1. 繰越金を 176 万 7 千円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 1,400 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 8,170 万円に改めようとするものでございます。

以上、議案第 14 号、令和 7 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）、議案第 15 号、令和 7 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）、議案第 16 号、令和 7 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）

及び議案第 17 号、令和 7 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）の 4 議案を一括して提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 18 号、令和 7 年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、柴田 君。

建設課長（柴田 浩志）

議案第 18 号、令和 7 年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）の提案説明を申し上げます。

3 ページをご覧ください。第 2 条、収益的収入及び支出の補正は、令和 7 年度多度津町公共下水道事業会計予算、第 3 条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、第 1 款、下水道事業収益を 261 万 3 千円減額補正し、7 億 9,260 万 3 千円に改めるものです。内訳は、第 1 項、営業収益を 1,043 万 6 千円減額し、3 億 6,927 万 3 千円に、第 2 項、営業外収益を 782 万 3 千円増額し、4 億 2,333 万円に改めるものです。

次に支出につきましては、第 1 款、下水道事業費用を 81 万 6 千円増額補正し、7 億 6,911 万 1 千円に改めるものです。内訳は、第 1 項、営業費用を 81 万 6 千円増額し、7 億 3,539 万 1 千円に改めるものです。

次に第 3 条、資本的収入及び支出の補正は、予算第 4 条の本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 6,684 万 3 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,417 万 1 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,623 万 4 千円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 8,643 万 8 千円で補填するものとする改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、第 1 款、資本的収入を 152 万 8 千円減額補正し、6 億 1,649 万 1 千円に改めるものです。内訳は第 1 項、企業債を 10 万円増額し、4 億 5,940 万円に、第 2 項、補助金を 60 万円増額し、1 億 1,030 万円に、第 3 項、負担金を 222 万 8 千円減額し、4,679 万 1 千円に改めるものです。

4 ページをご覧ください。次に支出につきましては、第 1 款、資本的支出を 40 万円増額補正し、8 億 8,333 万 4 千円に改めるものです。内訳は、第 1 項、建設改良費を 40 万円増額し、3 億 2,623 万 4 千円に改めるものです。

次に第 4 条、企業債の補正は、予算第 5 条で定めた起債の限度額を補正するもので、公共下水道事業を 10 万円増額補正し、4 億 5,940 万円に改めるものです。

次に第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正は、予算第8条で定めた職員給与費の予定額を補正するもので、121万6千円増額補正し、3,076万7千円に改めるものです。

次に第6条、他会計からの補助金の補正は、予算第9条で定めた一般会計補助金の予定額を補正するもので、2,803万7千円増額補正し、2億85万8千円に改めるものです。

また、5ページからは、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に定められた予算に関する説明書として、6ページに補正予算（第2号）実施計画、7ページに予定キャッシュフロー計算書、8ページから給与費明細書、10ページから予定貸借対照表、12ページから事項別明細書をそれぞれ添付しております。

以上、議案第18号、令和7年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。提案理由の説明がなされました議案をより慎重審議を期するために多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から議案第18号までの18議案を総務教育常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、18議案を会期中の総務教育常任委員会に付託の上、審査することに決定致します。

ここでお諮り致します。辞職した大平 恭大 議員は、建設産業民生常任委員会の副委員長を務めていたため、現在、副委員長が不在となっておりますので、多度津町議会委員会条例第7条の規定に基づき、副委員長を互選する必要があります。

建設産業民生常任委員会副委員長の互選を日程に追加し、日程第10.として建設産業民生常任委員会副委員長の互選を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、建設産業民生常任委員会副委員長の互選を日程に追加し、日程第10.として建設産業民生常任委員会副委員長の互選を行うことに決定致しました。

つきましては、これより暫時休憩として、その間に同委員会を開催し、副委員長の

互選を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

それでは、10時45分から建設産業民生常任委員会を開催致しますので、委員会室にご参集下さい。よろしくお願いいたします。

次に、議会の再開を11時としますので、よろしくお願い致します。

それでは、ただ今より暫時休憩致します。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時0分

議長(金井 浩三)

それでは、休憩前に引き続き、議会を再開致します。

日程第10. 建設産業民生常任委員会副委員長の互選についてをご報告致します。先ほど建設産業民生常任委員会において、副委員長に村井 勉 君が決定されました。報告しておきます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて、散会致します。有難うございました。

一同、ご起立をお願いします。礼。

散会 午前11時2分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 7 年 12 月 3 日
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記